

我が國古代の道德と儒教 (二)

高橋 俊 乘

第三章 古代の夫婦關係と兄弟關係

家族關係を示す語は比較的に變遷しにくいものであるから、我が古代の家族關係を示す語も割合に後世まで外來の影響を受けることが少くして固有の形を多く傳へたと信じてよい。

古事記・日本書紀・萬葉集等に於ては夫婦關係をイモ(妹)とセ(夫)背で表はし、兄妹弟姉の關係をもイモ(姉妹ともに妹の字をあてる)とセ(兄)背で言表すことはよく知られてゐる事實である。夫婦と兄弟とを同じ用語で言表すと云ふことは、我が古代に於て、これら兩關係の中に類似したものと考へられる或共通な物が存在してゐたからである。

先づイモといふ語の用法を調べて見よう。

イモといふ語が他の語と複合すると、我妹・我妹子・ナニモイロモ等種々の語が出来

る。ナ・イロは親愛を示す語である。これらの語が妻情婦戀女等を指す場合と、兄に對する妹弟に對する姉を指す場合と、この二つの場合を比べると、古事記では兄弟姉妹關係のイモが多く用ひられ、萬葉集では妻戀人を意味する方が著しく多い。古事記の中に記されてゐる内容が示す時代と萬葉集の中の歌の詠まれた時代とを比べると、古事記の方が古いから、右の差は時代の變遷に伴なふ差であらうかと思はれ、殊に後世ではイモセは専ら夫婦のみを意味する點から考へて、萬葉集では古事記より後の用法を多く示してゐるのであらうかとも思はれるが、しかし古事記には戀を述べること少く、血統に關する記事が多く、萬葉集では戀歌が大半を占めてゐるためにかゝる差が起つたとも思はれる。恐らく時代の變遷に伴なふ差といふよりも書籍の内容の差によつて、右のやうな差が起つたのであらう。

古事記の中に用ひられたイモといふ語の數

六一

内譯 妻、戀人の意のイモ

一四

兄妹、弟姉關係を示すイモ

四七

萬葉集の中に用ひられたイモといふ語の數

四五九

内譯 妻、戀人の意のイモ

四二六

兄妹、弟姉關係を示すイモ

二

その他の男女間に用ひたイモ

二二

親しき女のみの間で用ひたイモ

九 (I)

さて古事記にはちよつと見附らないが、萬葉集には夫婦關係、兄妹、弟姉關係以外に、用例は少いけれども尙種々の用法がある。その一は兄弟でもなく、夫婦でもない男女間にもイモといふ語が用ひられてゐることである。萬葉集卷一にある柿本人麻呂が詠んだ

潮さゝるに伊良湖の島邊ごく船に妹乗るらんか荒き島わを。

の妹とは、持統天皇が伊勢に行幸された時に從駕した女官たちを、人麻呂が都に居つて妹と言つたのである。又卷二にある河邊宮人が攝津姫島で少女の屍を見て、

妹が名は千代に流れん姫島の子松のうれに苦むすまでに。

の妹も全くの他人の女の死屍を見て妹と言つたのである。かく我妹と言つても他人の女を指すこともある。卷八に橘奈良麻呂が宴會を開いた時に參列した人々の歌を十一ほど集めてあるが、その中に秦許遍麻呂が作つた歌の、

露霜にあへる黄葉を手折り來て妹がかざしつ後は散るども。

の妹は宴席に周旋した侍女のこころしい。

大伴家持が彼の伯母にあたり、かつ妻の母に當る大伴坂上郎女いづつを妹と呼んだ歌が卷八にある。

玉ばこの道は遠けどはしきやし妹を逢見に出でてぞ我が來し(2)。

萬葉集古義の七卷の下に「古へは人の妻をも女をも親みて吾妹といへると常おほかるをや」と説いてゐるのは右の件に相當する。以上はすべて男女間で男より女を指した用法であるが、第二に女同士に妹と言つた例がある。例へば卷四に吹黄刀ふきのこじ自の眞野の浦のよごの繼橋心ゆも思へや妹が夢にし見ゆる。

の妹は女の作者が妹と言ふのであるから、その妹は女でなければならぬ。同卷に

紀女郎褰物贈友歌

と題して詠んである歌

風高く邊には吹けれど妹がため袖さへ濡れて刈れる玉藻ぞ。

の妹は女の友である。

古事記傳卷三に「伊毛とは古へ夫婦にまれ兄弟にまれ、他人にまれ、男と女と双ぶどきに、其の女をさして云稱なり。然るをや、後には女ごちの間にても稱ふこと、な

れりき」と説明してゐるのは右のやうな例を指したものであらう。

然るに萬葉集に少數の例であるが卷四卷八等には大伴田村大嬢おほいらつめがその女弟坂上大嬢に贈つた歌が六首ほどあつて、その中では女弟のことをイモワギモと言つてゐる。その中の一首の原註に「古田村大嬢坂上大嬢并是右大辨大伴宿奈麻呂卿之女也。卿居田村里。號曰田村大嬢。但妹坂上大嬢者母居坂上里。仍曰坂上大嬢。于時姉妹諮問以歌贈答」とある如く同父の姉妹である。又恐らく同母であらうと思はれる。かく女弟即ち後世のイモウトを姉からイモと呼ぶのは古代では極めて珍らしい。多くはオトと云ふのである。かゝる例は他の古書にないやうであるし、萬葉集にも大伴田村大嬢が坂上大嬢に向つて詠じた歌以外にないから、このイモは女弟即ち後世のイモウトの意か、只親しき女といふ意味のイモか判断に苦しむが、かつ實際年下なる坂上大嬢から年長の田村大嬢への返歌が無いので判断に苦しむが、恐らく親しい女といふ意味で使つたのであらう。

次にセといふ語について考へる。イモの場合と同様にナセ、イロセといふ語があり、吾兄あせといふ語があり、我が背、我が背子といふ語の有ることは言ふまでない。萬葉

の東歌にはセナといふ語もある。古事記では

夫の意味のセ

二

兄弟關係を示すセ

四〇

親しき人を意味するセ

一

の如く主として兄妹、姉妹關係に用ひてあるが、萬葉集では

夫の意味のセ

一〇九

兄弟關係を示すセ

四

その他の男女間に用ひたセ

二

親しき男子間に用ひたセ

四二

の如く、主として夫や戀人を意味するセが多く用ひられてゐるのはイモの場合と同様である。夫や兄弟關係以外に親しき人をもセといふ例は少いながらも古事記萬葉集兩書ともに見えてゐる。古事記に清寧天皇の條に

物部ものぶの 我わがが 夫子せこが 取佩とくける 太刀たがの 手上たがみに云々

の背子は夫とか兄弟とか限つた人を指してゐない。物部に屬する男子を漠然と指してゐる。萬葉集から例をとると、卷六に大伴家持の叔母の坂上郎女が家持を背子

と呼んだ例がある。

我が背子が著る衣薄し佐保風はいたくな吹きそ家に到るまで。

又男の友人相互にセコと言つた例はやゝ多く残つてゐる。例へば卷三に石川丈夫が長屋王を我がセコと呼んだ歌がある。

沖つ浪邊浪立つとも我が世故が御船の泊浪立ためやも

更に古事記の歌には器物や植物をも人格化してセと言つてゐる例がある。景行天皇の條にある。

尾張に たゞに向へる 尾津の前まきなる 一つ松 阿勢あせを 云々

のアセは松を指したものである。

以上イモとセの用法を見ると種々の場合に用ひられてゐるのが分る。これらは最初一つの場合に用ひられたのが、分化して種々の場合に廣く用ひられるやうになつたのか、太古から廣く用ひられてゐたのか。この研究は姑く抜きにしておくが、少くとも文献上たゞりうる古代では既に夫婦・兄妹・姉弟の間や親しき男女間に廣く用ひられてゐる。かゝる用法に於けるイモは妻とか姉妹とかの意味に限られることなく、セも夫とか兄弟とかの意味だけでなく、もつと廣く一般に親しい男子、親しい女

子といふ意味に用ひられてゐるのである。これがイモセの原義であつたと思はれる。妻や姉妹は特に親しい女であるから、イモと稱せられること多く、夫や兄弟は特に親しい男であるから、ヒと稱せられることが多かつたのである。父母も親しい男であるのに子供から父母をイモセと呼んが例が残つてゐないのは、上の論旨を破るやうであるが、さうも言へまいと思ふ。

後章に説くつもりであるが母をオモと言つた例が萬葉集や日本書紀に残つてゐる。イモとオモとは元來は同一の言語の分化したものであらうと思ふ⁽³⁾。又父は萬葉集に見える關東方言ではシシとなつてゐる。チの一音が男姓を示すことは古事記傳等の古典の註釋書に屢説いてあることであつて、天之狹土神等神名に多く見えるチ、叔父・舅ひこぢのチ、大蛇・虬みづのチは皆同様に説かれてゐる。シが男性を示す例は鹿のシである。今日は雌雄通じてシカといふが萬葉時代は牡鹿をシカと言ひ、牝牡通じて言ふ時はカとのみ言ふ。シとセとの母音は轉用されやすい音であるから、シとセとは同一語源から分化したに違ひない⁽⁴⁾。かく考へるとイモセに近い語が父母を表す語にも用ひられてゐると見ても差支がなからうと思ふ。

然らば夫婦關係のみを示すには如何なる語で表されたか。兄弟姉妹關係はごうであつたか。

夫婦關係のみを表す語にツマといふ語はあるが、夫も妻もひとしくツマを以て言表してゐる事は古代も後世も同様である。尤も後世では十中八九まで妻をツマと言ひ、夫をツマと稱することは特別の例である。古事記萬葉でも早くこの傾向を有し、夫をツマと呼ぶ方が著しく少い。

古事記

萬葉集(動物に妻と言へるは省く)

夫をツマと呼ぶ場合

二

二〇

妻をツマと呼ぶ場合

一三

一〇〇

夫婦併せて

一

支那では夫婦の別をやかましく説く。しかし、我が國古代に於て夫婦關係を言表すツマが男女の別なく用ひられてゐたことは夫婦の別が嚴格で無かつたことを示してはゐまいか。夫婦の別を峻別した風習があつたら、言語の上でも區別された筈である。

ツマの外に夫をヲ、といひ、妻をメと言ふことがあるが、これは廣く男女の汎稱を夫

婦間にも用ひたに過ぎない。しかし夫婦を強ひて區別すればヲとメとするより方法が無かつたであらう。後のヲツトはヲにヒトが結合し音便化したものであり、ヨメもメから發達した語で有らう。しかし夫婦の意味のヲやメは萬葉集に一二少數の例があるのみである。古事記や日本書紀にも、和歌その他萬葉假名で古訓を明かに傳へてゐる部分ではツマやイモ・セなどに比してヲやメの用例は極めて少い。また夫婦といふ熟字は後世はメヲトと讀むが、書紀ではメトヲトと讀ませてある。恐らくこれは平安時代の學者が書紀に附した讀み方であらう。しかしメとヲを接續詞トで結ぶことを忌んで、徳川時代の學者は一般にメヲと讀ませてゐる。然るに素戔嗚尊の詠と傳へる歌では

八雲立つ出雲八重垣菟磨つまぐめに八重垣つくるその八重垣。

とあつて、夫婦二人を併せてツマと歌つてあるから、古代では夫婦別々にも、夫婦併せてもツマと言つたものと思はれる。

尙夫をヒコヂとも言つた。古事記には萬葉假名で日子遲と用ひた例が一つほどある。しかしヒコヂも夫といふ意味のみに用ひる語でなく、今日のオヤヂといふやうな氣分と意味をそなへた語であらう。チは前記の如く男性を示す語、ヒコもヒメ

に對して男性を示す語であるから、元來は専ら夫のみを示す語ではない。書紀卷一には彦舅此云「比古尼。」いふ原註がある。

その外、妻をヲトメ又はコといふこともある。ヲトメを既婚者を指す場合にも用ひたことは古事記中卷に倭建命が妃美夜受比賣命を袁登賣と言はれた明證はあるけれども、これも一般に若い女今年よりは年を重ねた女にも云ふを指すので、たゞ妻といふ意味ではない。コといふ語は言ふまでもなく汎く用ひられる語である。

ヲツトといふ語が生じ、ヨメといふ語が起り、ツマが主として妻を意味するやうになつて始めて夫婦の別を示す専用語が出来たのである。平安時代初期の神樂歌催馬樂には主としてセイモを使つてゐるが、催馬樂にヲウト(後のヲツト)・ヨメの語があるから、少し控へ目に考へるも、夫婦の別を示す専用語は恐らく奈良時代にかゝる芽ばへが出現しつゝあつた位で、奈良時代になるまでには恐らく無かつたことであつたらうと思ふ。

夫婦の別を示す語が發達しなかつたから、それより直ちに夫婦の別が嚴しくなかつたとは言はれまいが、しかし我々の日常生活における重大な事項たる人倫關係に關する事實があつて言葉が使はれなかつたといふ事も考へられまい。動植物につ

いても人生に關係の多いものは早くから名がつけられてある。名がないのは人生に密接な關係がなかつた爲である。又支那で夫婦の別を嚴しく説いたのは、夫婦の別が亂れやすかつた爲であるとも言ひうるが、それにしても、夫婦の別を嚴しくすべしといふ理想の存したことは事實である。我が古代には一般に男女間に親しみを示す言葉を以て夫婦關係を示し、かつ夫と婦とを分つ專用語の生れなかつたことは、夫婦間の別が嚴重でなく、かつ夫婦關係と一般男女の親愛との間にも明瞭な界線を劃しえなかつたことを示してはゐまいか。

更に妻妾關係について考へてみると、正妻と側室との別が殆ど無かつたらしく思はれる。古代に一夫多妻の風があつたことは誰も知つてゐるが、その一夫多妻とは即ち資格の高い正妻が一人あつて、他に資格の低い側室が何人が有つたといふ意味でなく、同じ資格の正妻が二人以上居つたことが珍しくないといふ意味である。平安時代に藤原兼家は正妻が三人あり、その子道長は二人の本妻を持つてゐた。これはその頃の風俗が亂れたことを非難する材料によく用ひられる。兼家・道長の頃に風俗が亂れたことは事實であるが、本妻が二三人もあることはこの時に突然起つた

のでなく、太古から有つたと思はれるのである。神武天皇の御詠と傳へる長歌に「ナミウハナリ」といふ語がある。普通「コナミウハナリ」には前妻、後妻といふ譯をつけるが、それは前妻と生別、死別してから後に迎へた妻を後妻といふのでなく、前妻の上に更に妻を迎へるのを後妻といふのである。平安時代のものであるが、檜垣樞集に「此うはなりこなみ一日一夜よろづの事をいひ語らひて」とあり、同時代でそれより更におくれる大和物語にも同じ説話が敷演してのせられ、もとのめのもとに筑紫より女をゐてすへたりけり。本のめも心いとよく、語らひゐたりけり(中略)。このうはなりこなみ云々」など記してある。二人の妻を持つことを衣を二重に着るといふやうに讀んだ歌が多い。日本書紀にある仁徳天皇が八田皇女を納れようとせられた時、皇后が嫉妬して詠せられ歌

夏蟲の火蟲の衣二重着てかくみ瀧や夜なり儼は利破は豈は良くもあらず。

萬葉集卷十一下にある

衣しも多くあらなん取替へて着なはや君が面忘れたらん。

などはその一例である。かく二人以上の妻妾がある時、後世なら一人を嫡妻、他を妾と言つて區別するのであるが、古代はかゝる區別が先づ無かつたやうである。橘守

部はその著山彦冊子卷三で

後世には二人妻もてば一人は嫡妻むかひめ一人は妾よんなめとすなれども古へは必ずしも然らざりしと見えて、神樂春植に「和禮乎支天不多川萬止留也」なごもよみ云々。

と言ひ、鹿持雅澄は萬葉集卷二にある柿本朝臣人麿從石見國別妻上來時歌に註して古へは凡て嫡妻をはじめて妾、またかりに通婚せしをも總ては米かと稱しことなれば云々。

と説いてゐる。といふのは人麻呂の妻として萬葉集に載つてゐる女が前後四人あるらしい。その中嫡妻と認むべき女が二人あつたらしい。賀茂眞淵はその萬葉考別記の中で、四人を通じて總て妻と書いてゐるのは後世の誤寫であると非難して、例へば卷二に柿本朝臣人麿妻死之後泣血哀慟作歌と題して二人の妻の死を悼んだ歌のあるのを、一人に對して所竊通娘むすめ子死之時作歌と改め、他の一人に對しては妻之死後悲傷作歌と書分けてゐる。しかしこれは明かに眞淵の誤解であつて、通じて妻と書いてゐるのこそ古意なのである。妻妾の別が明かに出來てゐたと思はれる平安時代(5)の大和物語にさへ良岑宗貞出家の條に

めは三人なん有けるを、よろしく(普通)思ひけるには、(出家)なを世に經じ(の意)となん思

ふ、どふたりには言ひける。限りもなく思ひ(愛)て子などあるめには、ちりばかりもさる氣色も見せざりけり云々

とあつて古意を存してゐる。

固より多くの妻の中で、長く關係が絶えず、かつ其生んだ子が家督を相續するやうな時は、その妻はおのづから後世の意味における嫡妻と見ることが出来る。之は妻の生家の身分、財産、妻の才智、容色、子女の有無、夫の愛情の濃淡などによつておのづから定まるので、今日の如く結婚する最初から妻妾の別が正しく分れてゐるとは少なかつたらしいのである。古事記神代の卷の邊にある嫡妻は其の意味であると思ふ。

又一夜二夜の間でさへ妻と言つた例がある。神龜二年聖武天皇が三香原みかのほら離宮に行幸せられた時隨從した笠金村が娘子を得て作つた長歌が萬葉集卷四にある。此娘子は萬葉集古義には遊女なるべしと註してある。金村はこれをも歌の中で「自妻」と詠じてゐる。これと似た例が十六卷下にある。

吾が門に千鳥しばなく起きよ〜我が一夜妻、人に知らゆな。

一夜妻は後世は遊女の意味であるが、契沖はこゝではさうではなくたゞ一夜密かに逢つた妻を指してゐるのであると解してゐる。

尙、こゝへ比較するのは無理かも知れないが、ずつと古代は皇太子が同時に數人並び立たれたことである。後世の思想では太子は一人に限る筈であるが、古代はさうでなかつた。書紀は後世の思想に従つて歴代皇太子は一人に限つてのせてあるが、古事記では或御代には三人の太子をのせ、或御代には二人の太子を掲げてゐる。それは一人の太子が即位前に薨せられて他の皇子がこれに代つて太子となられたのでなく、全く併び立たれたのである。例へば景行天皇の段に

凡此大帶日子おほたらしひこ天皇御子等、所錄廿一王、不入記五十九王、并八十王之中、若帶日子命與倭建命、亦五百木之入日子命、此三王負太子之名云々。

嫡妻といふ漢語が古事記に三回ほど見えてゐる(正妻とか本妻とかいふ語は用ひてない)。しかし書紀や萬葉(其の漢詩文の部分にさへ)には無いやうである。これによつても嫡妻といふ概念が廣く考へられて居なかつたと結論してよからう。嫡妻に對して國學者は一般にムカヒメと訓をつけた。

かく夫は同時に數人の妻を持ちうる風習であつたが、しかし妻から言へば夫は或一時に一人であるべきジツテであつたことは古事記にある有名な須勢理毘賣命の歌に見えてゐる。

八千矛の 神の命や 吾が大國 主こそは 男にいませば 打見る島の崎々
 かき見る磯の崎おちす 若草の 妻持たせらめ 吾はもよ 賣にしあれば
 汝をきて遠はなし 汝をきて都麻はなし云々

かく或一時に夫は一人であるが、夫と生別し死別してから再縁することは普通のことであつたらしく、萬葉集中から例をとると、大伴坂上郎女は初に一品穗積皇子にめされ、皇子の薨去せられた後、藤原麻呂(不比等の男)の妻となり、麻呂の薨去の後には三度目に大伴宿奈麻呂に嫁いだ。橘三千代も初美努王に嫁いで諸兄などを生み、後に藤原不比等の妻となつて光明皇后の御母となつた。額田女王は始め大海人皇子(天武天皇)の太子の頃に妃となつて十市皇女を生み、後に太子と別れて其の御兄天智天皇に召され給うた。しかも大海人皇子は別れられてから後も戀々の情を断ちかねられたと見えて、天智天皇が近江蒲生野に狩をせられた時、女王を見て、人妻故に云々の歌を詠せられた(萬葉集卷一)。

奈良時代ごろは貞婦が夫の死後、操を守つて再縁しないために賞せられた例が多く、平安時代になるほど賞せられた記録が多い。平安時代は風俗が紊亂してゐたけれども、なほ一般に再嫁を正しとしなかつたことは源氏物語の多くの女性の例、殊に

落葉宮の例などから明らかなことと思はれる。しかるに奈良時代でも前記の如く皇族貴族にさへ生別死別以後の再縁は珍らしいことでは無かつた。恐らく庶民では再縁は普通のことであつたらう。ましてもつと古代は一層多かつたことと思はれる。古代では系圖や傳記を分明に調べにくいから、再婚の實例は多く求め難い。後世儒教思想による潤色が多い爲に亡びた例もあらうと思ふ。しかし仁徳天皇の皇女、草香幡梭皇女は初に異母兄履仲天皇の皇后となつて中蒂なかし姫皇女を生み、後に雄略天皇の皇后とられたやうな例もあり、中蒂姫は母后の御兄大草香皇子の妃とされたが、皇子が讒によつて安康天皇に殺され給うた後、天皇に召されてその皇后となられたやうなこともある。もつと古いところでは開化天皇は父帝孝元天皇の妃伊香色いかしこ謎命を皇后に立て、居られる。

書紀第三十五大化二年の詔に「有妻妾爲夫被放之日、經年之後、適他恒理。」とあり、又同じ詔の中に「有亡夫婦若經十年及二十年、適人爲婦。」といふ語もあるから、古代再縁の風習が一般的であつたことを知りうる。尙同じ詔の中に妄りに姦通の訴をなすものが多いのを誡しめてある。妄りに訴へて官を煩はす弊風を誡しめたものであるが、その裏面には社會の風習が本夫をしてかゝる疑を屢々起させるやうな状態にある

こと多く、夫も疑ひ、妻も疑はれるほどに夫婦關係が緊密でなかつたと見られる。緊密でないのは男子が甲の女を愛し、忽ちにして乙の女を愛するやうな事が多かつたものであらう。同じ、詔の中に夫と別れてから女が他に嫁くと、前夫又は第三者が、新夫婦を脅嚇して賠償を取つたり、又勢力ある男子がある女を自分の女だと勝手に宣言しておき、女が他に嫁くと、兩家から財物を求めて利を貪るものが多いことを誠にめてあるのも、矢はり夫妻關係が後世よりも遙かにルーズであつた爲ではあるまいか。古典には諸所に歌垣即ちかみ嬬歌會の事が見えてゐる。萬葉集卷九にある

鶯のすむ 筑波の山の 裳羽は服津つの その津の上に あごもひて をとめ男
の 行き集ひ かゝふか嬬歌に 人妻に 我も交らん 我が妻に 人も言問ことへ
この山を うしはく神の 初より いさめぬわざぞ 今日のみは めぐしも
な見そ ことも咎むな。

とあつて、或る一定の日、互に自分の妻を他に任せておく風習のあつたことを示し、常陸風土記の筑波郡の條には、俗諺曰、筑波峰之會、不得な媪め財者、兒女不爲な矣。とある。又同書香島郡にもあり、茨城郡その他にも似た風習があり、肥前風土記杵島郡にも似た風習がある。尙古事記清寧天皇の段、書紀武烈天皇紀攝津風土記(釋日本記所引)にあり、

古代には廣く行はれた風習と思はれる。その中には臨時のもあらうが、攝津風土記のは歌垣山といふ地名を記してあるから、屢々行はれたやうに思はれ、萬葉集や常陸風土記のは毎年定期にあつたやうである。かゝる風習が我が國で後世まで存し、諸外國にも似た風習が古代は各地にあつたと言はれてゐる。我が江戸時代山城の大原にあつたのや、諸外國古代のは宗教的色彩が多かつたやうである。我が古代には宗教的色彩が無いやうである。がとにかく、歌垣のあつたことは我が古代に貞操觀念の發達が低く、夫婦關係がルーズであつたことを示すものであらう。

兄弟關係については儒教でやかましい長幼の區別は殆ど立てないで、主として兄弟姉妹間の男女の別を立てる風習であつた。この點も儒教とは大差がある。日本書紀卷十五仁賢紀の原註恐らく私記のまぎれたのであらうが、にも古昔不言兄弟長幼、女以男稱兄、男以女稱妹と記してある。アニアネといふ語もあつたがイモセに比して用例が遙かに少ない。オトといふ語はアニアネよりは幾らか廣く用ひられ弟の字をあててゐるが、元來は漢字の弟の義ではなかつた。

兄をセと呼んだのは書紀孝德天皇二年の詔の中にある紀伊兄山の原註に「兄此云

「制」と説いてある確證がある。弟の字も姉に對してはセと讀むべきであるから、神代紀に於て天照大神に對し御弟素盞鳴尊を漢文であるから弟と書いてあるが、訓は古くからナセノミコトと附けてある。これに對し姉妹はともにイモであるが、姉の漢字をイモと讀んだ例はないやうである。年長の女で、姉に當る者をもイモと呼ぶ時は妹と書く例である。姉の漢字には日本書紀の訓や本居宣長の古事記の訓ではアネの訓の外にナネ又はイロネと讀ましてある。この讀方の方が多い。

アネと言ふ語を萬葉假名で表はした例は奈良時代の古典にはちよつと見つからない。寛平二年に撰録のもので或は古傳を傳へて居るのかと思はれる熱田太神宮の縁起の中の歌に「比加彌阿禰古」とあるのは、同書の他の所で氷上姉子の漢字をあててある。所がナネ、イロネのナとイロはナセ・イロセ・ナニモ・イロモや母を指すイロハ、弟を指すイロト等のナやイロと同じ接頭辭で親愛を示す語にすぎない。併しネも尊敬と親愛とを兼ね示す語であるとは一般に學者の説く所である(7)。萬葉集にナネといふ語が二回使はれてゐる。卷四の大伴坂上郎女が其女坂上大嬢に贈つた歌と

朝髪の思ひ亂れてかくばかり名姉なねが戀ふれぞ夢に見えける。

卷九に過足柄坂見死人作歌といふ長歌の一節にある「妹名根が作り着せけん云々」の句とである。前者は姉といふ字を使つてあるので字の如くナネは姉の意かと思はれるが、後者は妹名根とあり、こゝの妹は明に妻の意であるから「妻の姉」と譯しなればならないこととなり、概念上矛盾を含むこととなる。かつ古義には前者の名姉をアネと解して註釋して

今の世のいと俗間に自らの長男をさして兄と呼、自らの長女をさして姉と呼り、中昔の物にても見ず、又今も雅言には云ぬ事なれど、これ中々古風なるべし。

と言つてゐるが、後世自分の長女を姉といふことは第三者に姉のことを語る時に限るので、右の歌の如く第二人称に姉といふことは決して無い。其の上、中古の書にもないとするれば、右の名姉をアネと解すべき理由に乏しい。妹名根その他ナネの用法を照合して見れば、たゞ親しみ尊ぶ語であつたらしい。また古事記神武天皇の段に神沼河耳命曰「其兄神八井耳命。那泥汝命云々」とあるから、男子の間にも用ひた事は明らかである。故に書紀卷二には兄にイロネと訓じてあることが多い。

もう一つ信じうべきことは名姉をナネと讀ませるとすれば、姉を訓じてアネと讀ませる事が奈良時代にあつたことが察せられ、従つて姉といふ語が當時存したこ

が知れる。恐らくその發生は奈良時代より遙か古代ではあるまい。アネのネは親尊の稱であつて、アはアセ、アオトなどのアで吾の意であらうか。日本書紀卷一に阿姉といふ漢字を使つた所がある。古來ナネノミコトと訓をつけてあるが、或は正しくはアネノミコトと讀んだ方がよいのかも知れない。

アニはアネから轉じて分化した語であらう。兄をアニと訓じた例は日本書紀の訓や本居宣長の古訓古事記にも所々にある。しかしアニを萬葉假名で表した例はちよつと見附からない。宣長は兄の字にアニ及びナセ・イロセを多く用ひ、書紀にはアニ・コノカミの訓が多い。兄を姉と同じくナネ・イロネと呼ぶ例は既に引いた通りである。これを逆に行つて、實際姉なる人に兄なる漢字をあてた例もある。古事記で安寧天皇の段にある「此王有二女。兄名蠅伊呂泥云々」とあるのが、その一例である。アニの萬葉假名の無いことは山や河の如く、訓が分り切つてゐるから、萬葉假名で示したものが残つてゐないと考へる餘地もあるが、今の場合は無理である。何となれば兄の漢字にセ・イロセ・ナセ・エ・アニ・コノカミ、イロネなど種々の訓が施されてゐるのであるから、兄の字にアニの訓が分りきつてゐるほど廣くアニの語が用ひられたのではなく、アニの語が奈良時代に廣く用ひられなかつたものと見た方がよい。多分ア

ネより後に出來たものであらう。コノカミは「子の上」の意である。兄が弟妹より上なのは、次のエ・オトの別の中にも示されてゐるので日本固有の思想であるが、姉より上（つまり男は女より上）であるといふことは支那思想である。後章で述べる積りであるが、我が國に男尊女卑の思想は元はなかつた。故にコノカミは奈良時代の語であらうと思ふ。兄をエと言つたのは兄比賣、兄磯城しきなど用ひられて、弟比賣、弟磯城しきのオトに對する語である。書紀の皇極紀に兄比賣、弟比賣の代りに長女、少女と書いてあるから、エが年長者の意であることは明かであるが、單に兄といふ意だけでない。兄磯城、弟磯城の兄弟は實際の血族でなく、年の長少、勢力の大小などを示すために使はれて居る。兄媛、弟媛は普通名詞にも使ふが、其時は血族でない間にも使ふ。かつエは右の例の如く女子にも使ふから純粹に兄の意ではない。されば後世の意味のアニ・アネの語はまだ奈良時代の始までは十分に發達せず、それに代るべき年長男女兒を性別に示す語も十分に發達してゐなかつたので、古事記や書紀に兄、姉の字に色々の訓を附けてゐるのも、或はそれが爲であらう。萬葉集ではイモとせて押通してゐる。

オトは又イロトとも云ふ。弟と云ふ字に對してオトと云ふ訓は兄、姉よりは確定

して用ひられてゐたが、オトは弟妹通じて性の別なく言ふ語で、女子にも弟木花こはな之佐久夜毘賣とか弟媛ひめなどいふ。萬葉假名の例を引くと書紀卷二に乙登多奈婆多おののぼり古事記では淤登多那婆多おののぼりといふ名がある。しかし元來オトは年少者といふ意味でなくして、只愛する者を指した語らしい。といふのは催馬樂「我門爾」に

み園生のあやめの郡の大領の末名まな牟須女むすめと言へ、於止牟須女おとむすめとこそ言はめ。

とある末名牟須女は愛娘の意である。愛娘を又於止牟須女とこそ言はめであるから、於止牟須女も愛娘の意でなければならぬ。同じ催馬樂葦垣の於止與女おとよめは嫂あはれに對する弟の妻かと思へるが、なほ恐らくは愛する妻の意であらう。さうすると前記の弟棚機たなぐみなどもさう解すべきで、妹の棚機たなぐみでなく、愛する棚機たなぐみと解する方がよく通ずる。但し宣長が古事記傳卷十三でこの名を註して「季子きこは父母に殊ことごとに愛いとまるゝ物なる故に、それより轉うつりて必しも季子きこならねども賞愛あやめまるゝ意にて、なべて美女めいじよなどをも淤登某おののぼりとぞ云いけむ」と言つたのは、雅澄の言つた如く、宣長が本來前後を取違へたのであらうと思ふ(古義第二卷の上)。何となれば宣長の言ふ如く年少の意味をもつオトの語が先づ成立し、轉じて愛する者を指す語にも用ひられたとすれば、古語に於て、先づ長幼を示す語が一般に古くから發達してゐなければならぬ。然るに年長者を示す語の

發達は奈良時代から後のことであることは、まづ疑へないことであり、年長を示す語が發達しなければ年少を示す語も發達しない筈である。しかも親愛を示す語が一般に古から發達してゐる。かつ弟の字にセ・オトなど訓が種々につけられることも、愛する者としてのオトが先づ發達し、愛する子は多く末の子であるから（第一章參照）、年少を示す意味のオトが次いで成立したことを示すやうである。

要するに兄弟姉妹關係に主として用ひられた語はイモとセである。故に萬葉集には親がその子供を男女引つくるめて呼ぶのに、子等とか子供といふ事は勿論であるが、又イモセと言ふこともある。卷六に

言こととはぬ木すら妹と兄ありちふを只獨り子にあるが苦しき。

卷十七下に大伴家持の忽沈疴疾殆臨泉路仍作謠詞以申悲緒一首の中で子供のことを、妹も背も若き子どもはと歌つてゐる。長幼關係ではイロネナネ・オトなどはあるが、イロネ・ナネは兄弟に通じ用ひ、オトは姉妹通じて用ひた。この男女長幼の二組の概念を組合せた兄弟姉妹の四つの語、又はそれに代る語が奈良時代にはまだ發達の途次にあつたのである。使用年時の明かな宣命では天平寶字三年（一四一九）の宣命（續日本紀卷二十二）に始めて「兄弟姉妹」といふ語が出てゐる。歴代の宣命中此の語のあるの

はこの年が始でこの後宣命中にも次第にこの語も多く使はれてくる。宣命も全部訓讀すべきものとは限らない、かつこの宣命は淳仁天皇即位につき皇親に尊稱を贈られた宣命であつて、當時は藤原仲麻呂が權を専らにし、特に唐風を輸入すること多く浮華な政治を施した時で、宣命にも急に漢文の調子や漢語が増してくるのであるが、右の語の前後はずつと訓讀すべき所であるから、兄弟姉妹も訓讀したと思はれる。訓讀すれば強ひて曲讀せぬ限りア・ニ・オト・ア・ネ・イ・モと讀むべきものであらう。ハラカラと讀めないことは同じ宣命中にわざ／＼ハラカラは波良何良と書いてあることで明らかである。すると、この年までにこの四語が出来たと見てよい。この年は記紀編纂より三四十年を經、萬葉集中の歌も年紀の明かなものは丁度この年で終つてゐる。長らくの間盛んに支那文化の移入された結果、國民思想にも餘程深くその影響が浸潤してゐよう。性別の語が先づよく發達し、年の長少を分ける語がいくらか發達したが、これを組合せた語がまだよく發達しなかつたのに、漢文盛行の結果遂に兄弟姉妹に對する語がこゝに出来たのは當然の道行であつた。

支那と違つて夫婦の別、長幼の序を示す語が發達しないで、一般男女親愛を示す語

が發達したのは、支那人の形式を整へ、階級を重んじ、尊卑を分つことを好むのに比して、我が古代人は風俗を亂しやすい缺點はあるにしても、人情の自然を喜び、親愛平和を尙んだことが、兩者比較の上で感得されるやうに思ふ。なんだか國學者の言ひさうなことであるが、これをこの章だけの結としたい。(大正十四年九月、以下次號)

註(一)萬葉集の讀方は主として略解による。しかし解釋は間々古義その他をも參照した。解釋の相異によつて上の分類数は多少變動するはずである。以下の分類統計も同斷。古事記卷上、神世七代の妹は妻か女弟か區別できないら、表から省いた。

(二)この歌の妹は大伴阪上耶女の女阪上大嬢、即ち家持の妻を指すとも解せられるが、卷六に阪上耶女が家持を背子と言つた歌があるから、尙耶女を妹と解して誤つてゐない(本章六九頁參照)

(三)イ・オの母音の轉換した例を二三あげるこゝ、

イシ(石)の古音イソ 例へば石上 (イソノカミ)

イソ(磯)……………イシ 〃 磯城 (シキ)郡のシはイシの省略

ヒロフ(拾)……………ヒリフ 〃 萬葉集卷十五、比里布

(四)イ・エの母音の轉換した例を二三あげるこゝ

ハマヘ(濱邊)の古音ハマビ 例へば萬葉集卷十五 波麻備

ナカヤ(長道)……………ナガテ 〃 同 卷十五 奈我豆

カゲロフ(陽炎)……………カギロヒ 〃 古事記卷下 加蔭瀧肥

(五)源氏物語源雲に「親王たち大臣の御腹さいへごも、なほさし向ひたるおさりの所には人も思ひおさし、親の御もてなしも、えひさしからぬものなり。」

(六)阿遲志貴高日子根など神名に多く使はれてゐるネ、天皇自ら申される倭根子天皇のネはナネのネと同じである。